

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像から見て使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬が算定されない福祉用具がありますが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当される方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2及び要介護3の方であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に給付が認められています。

したがって、軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員(以下「ケアマネジャー等」とする)が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を精査し、適切なケアマネジメントが必要である。

1 軽度者における例外給付の取扱い

(1) 基本調査の確認

軽度者に対し、原則として保険対象外としている福祉用具を貸与する場合、まずは直近の認定調査結果により、3ページの表(平成27年厚生労働省告示第94号<以下「利用者等告示」という>第31号のイで定める状態像の者)で定める基本調査の結果を確認して下さい。

もし、該当すれば、例外給付の必要性について、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断することとなります。

→ (町への確認申請手続きは不要)

(2) 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」の【日常生活範囲における移動の範囲の支援が特に必要と認められる者】及び「移動用リフト」の【生活環境において段差の解消が必要と認められる者】については、該当する基本調査の結果がありません。

このため、該当するかどうかの判断及び例外給付の必要性は、主治医からの意見をふまえて、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断することとなります。

→ (町への確認申請手続きは不要)

●例外給付の必要性の判断の見直しについて

居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行う。

→ 必要に応じて随時

●福祉用具貸与事業者の対応について

- ① 当該被保険者の担当ケアマネジャー等から、「基本調査の結果」について必要な部分(※1)が確認できる文書入手する。
- ② 「基本調査の結果」の確認を行う。
- ③ 確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存する。
- ④ サービス担当者会議等を経たマネジメントの結果、「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト」の利用が必要であるとケアマネジャー等が認めた場合は、その経過とサービス担当者会議等の結果を記録して保存する。

(※1) 「基本調査の結果」について必要な部分とは、原則として

- a 実施日時
 - b 調査対象者の調査時点での状態の確認
 - c 本人確認ができる部分
 - d 基本調査の回答で調査対象者の状態像の確認ができる部分
- 以上4つを指します。

(3) 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

基本調査の結果のみでは、例外給付の対象とならない事例についても、次のアとイの要件を満たし、これらについて町の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

→ (町への確認申請必要)5ページ参照

- ア 下表のⅠからⅢまでのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されている。
 イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。

〈福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像〉

	該当項目	事例(※3)
Ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイ(※2)に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON/OFF現象
Ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイ(※2)に該当するに至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
Ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイ(※2)に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

(※2) 3ページの表(利用者等告示第31号のイで定める状態像の者)を参照してください。

(※3) より詳しい事例は4ページの主な事例内容(例)を参照してください。

【留意点】

(介護予防)福祉用具貸与費の具体的な算定要件や対応については、「指定居宅サービスに要する費用の算定の額の算定に関する基準」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等にて再度ご確認ください。

表(平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイで定める状態像の者)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7:歩行「できない」 ※日常生活範囲における移動の範囲の支援が特に必要と認められる者(町への確認不要) →サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護(介護予防)支援事業所が判断する。
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4:起き上がり「できない」 基本調査1-3:寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3:寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1:意思の伝達 「意思を他者に伝達できる」以外又は基本調査3-2~3-7:記憶・理解のいずれか「できない」 又は基本調査3-8~4-15:問題行動のいずれか「ない」以外 その他、主治医意見書に認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査2-2「全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助または全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8:立ち上がり「できない」 基本調査2-1:移乗「一部介助」または「全介助」 ※生活環境において段差の解消が必要と認められる者(町への確認不要) →サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護(介護予防)支援事業所が判断する
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するもの)	次のいずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6:排便「全介助」 基本調査2-1:移乗「全介助」

●福祉用具が必要となる主な事例内容(例)

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容(例)
I 状態の変化	○特殊寝台 ○床ずれ防止用具・ 体位変換器 ○移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激に症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON/OFF現象)が頻繁におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	○特殊寝台 ○床ずれ防止用具・ 体位変換器 ○移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	○特殊寝台 ○床ずれ防止用具・ 体位変換器 ○移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要である。
III 医師禁忌	○特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	○特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	○特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	○床ずれ防止用具・ 体位変換器	脊髄障害による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	○移動用リフト	人口股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際に脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※ 事例内容(例)で示した疾病名について、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。

※ また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態に該当するとはかぎりません。

2 鏡石町における例外給付の確認手続きについて

町へ例外給付に係る確認手続きが必要な場合は、次のフローを参照の上、必要な手続きを行ってください。

(1) 軽度者の状態確認

ケアマネジャー等は、主治医意見書等(※4)を参考とし、被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する可能性があるかを確認する。

【留意点】

ケアマネジャー等は、認定調査票等を参考とし、被保険者の状態が「厚生労働大臣が定める者のⅠ」(3ページ参照)及び「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)(2ページ参照)に該当する可能性があるかどうか確認してください

(※4) 主治医意見書のほか、診断書(直近の診断書を利用希望する被保険者が取得済の場合であり、改めて診断書を取得する必要はありません)及びケアマネジャー等が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見等を参考としてください。

(2) 医師への照会

ケアマネジャー等は、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するかどうか医師に照会する。

【留意点】

当該被保険者が(介護予防)居宅療養管理指導を受けている場合は、(介護予防)居宅療養管理指導による情報提供(文章、メール、FAX等でも可能)により確認することもできます。また、医師に照会する所見は、単に「〇〇(福祉用具名)が必要」ではなく、疾病その他の原因及びそれに起因する状態像のため〇〇(福祉用具名)が必要、と具体的に記載してもらってください。

(3) サービス担当者会議の開催

(2)において、医師から「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等についてサービス担当者会議の記録等として、所定様式に記載しておくこと。

(4) 「軽度者の福祉用具貸与費の例外給付に係る確認申請書」(以下「確認申請書」)の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であると診断された場合、ケアマネジャー等は鏡石町福祉こども課に「確認申請書」(第1号様式)を提出する

【添付書類】

- ① 居宅(介護予防)サービス計画書の写し
(被保険者本人又はその家族の同意のあるもの)
- ② サービス担当者会議の内容を記録した議事録等の写し
- ③ 医師の所見等の写し

(5) 鏡石町福祉こども課での確認

鏡石町福祉こども課は、「確認申請書」の内容が添付書類により確認できるかどうか下記の【判定基準】に照らし合わせ、例外給付の可否についてケアマネジャー等へ文書で通知する。

【留意点】

確認後の通知は、該当確認申請書に「確認の有効期間」及び「確認を行った福祉用具種別」を記載し、公印を押したものを、申請者(居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センター)へ送付します。

【判定基準】

確認可の判定基準	ア	居宅(介護予防)サービス計画書に①医師の所見、②医師氏名、③福祉用具貸与が必要な理由、①～③が全て記載されていること。
	イ	サービス担当者会議の内容を記録した議事録等に①開催日、②出席者、③福祉用具貸与の例外給付についての検討内容、①～③が全て記載されていること。(※5)
	ウ	福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像(2ページ)のⅠ～Ⅲまでのいずれかに該当することが、①主治医意見書、②医師の診断書等、③医師からの所見を聴取した記録(聴取記録にはa聴取日時、b聴取方法、c聴取内容、d聴取した医師の氏名、a～d全てが記載されていること)①～③のいずれかに記載されていること。
		ア～ウの全てが申請書及び添付書類で確認できれば、確認可の判断となる(例外給付が可能)
確認不可となる場合	上記ア～ウのうち一つでも確認できない内容がある場合は、確認通知ができない。(例外給付は不可)	

(※5) 主治医等がサービス担当者会議に出席することができず、情報提供を求めた場合は、①は照会日と回答日、②は回答者、③照会内容と回答内容になります。

3 確認の効力について

(1) 例外給付の算定有効期間

◎開始日

原則として、貸与(予定)開始日以前の申請を原則とします。ただし、申請受理した日の属する月の月の1日まで遡及できるものとする。また、町がやむを得ない事情と認める場合はこの限りではない。

◎終了日

要介護認定または要支援認定の有効期間の終了日

4 確認申請書の提出時期について

(1) 福祉用具の貸与を開始するとき

→原則として、サービス提供開始前に確認申請書を提出してください。

(2) 要介護・要支援認定が更新されたとき

(3) 要介護・要支援認定が区分変更されたとき

(4) 支援事業所が変更になったとき

※ 更新・区分変更により要介護2以上(自動排泄処理装置については要介護4以上)になった場合は、福祉用具の貸与制限がなくなるので、当然ながら町への確認申請書の提出は不要です。

5 その他

(1) 継続して例外給付を受ける場合

要介護・要支援認定有効期間の終了後も利用者の状態に変動はなく、継続して福祉用具貸与の可能性が高い場合は算定有効期間の終了日前に5ページの手続きを再度行い、町の確認を受けてください。

ア 要介護・要支援認定の更新申請は、有効期間終了日の60日前から可能ですので早めに申請してください。

イ この場合、例外給付における算定有効期間の開始日は、認定有効期間終了日の翌日となります。

(2) 申請中の場合

「新規申請中で認定結果が出ていない場合」や「例外給付に対象者が状態悪化より区分変更申請中で、認定結果が出ていない場合」については、明らかに要介護2以上(自動排泄処理装置については要介護4以上)の認定結果が想定される場合を除いては、原則として福与用具貸与を決定した段階で確認申請書を提出してください。

(3) 例外給付について

軽度者に対する例外給付は、あくまでも例外的な取り扱いです。**福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもある**ため、例外給付を申請する際には、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

(4) 確認前の利用について

町の確認を受けていない状態で福祉用具の例外給付が行われていた場合、県の指導及び監査等により返還の対象となる場合があります。特に算定有効期間前に貸与を開始すると介護保険サービスの対象となりませんのでご注意ください。